新規起業する方に

事務所等の家賃を2年間補助します!

矢巾町は、創業意欲のある町民の皆さんの起業を応援するため、町内で起業する際に事務所等を賃借した場合に、地代・家賃の一部に対して補助金を交付します。

対象者

【個人】現在矢巾町内にお住まいの方で、町内で起業する方 【法人】町内を本店所在地として法人登記していること

- ◆ みなし大企業、フランチャイズ店は対象となりません。
- ◆ すでに別の事業をおこなっている方は対象となりません。

対象経費

事務所・店舗・工場等の家賃または事務所等の地代

- ◆ 事務所や店舗を借用して起業した場合の家賃が対象です。
- ◆ 事務所等が住宅兼用の場合は、事業用に使用する部分のみ。
- ◆ 地代は、借用している土地に事務所や店舗を建設した場合が対象です。

補助金額

家賃は4万円、地代は6万円(月額)

- ◆ 家賃・地代の2分の1の額が上限です。
- ◆ 交付対象期間は、開業した月から最長24カ月です。

要件

以下の要件を全て満たしていることが必要です

- ◆ 町が指定する専門機関等の起業指導を修了していること。
- ◆ 個人事業主の方は、開業届を提出していること。
- ◆ 法人の方は、矢巾町を本店所在として法人登記をしていること。
- ◆ 補助対象となる業種など要件の詳細は、下記へお問い合わせください。

矢巾町創業支援事業補助金についてのお問い合わせはこちらへ矢巾町産業観光課商工振興係 電話 019-611-2602